

2026 年 3 月 30 日

株主各位

東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
株式会社 Perpetuals.com
代表取締役 小林 聖

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本日開催いたしました臨時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第 1 号議案 定款の一部変更の件

本件は、行使可能な議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって、原案どおり承認可決され、次のとおり定款の一部が変更されました。

変更前	変更後
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 監査役
(<u>常勤の監査役</u>) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。た</u>	(削除)

<u>だし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> <u>2) 監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに監査役会を開くことができる。</u> <u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>(監査役会規程)</u> <u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
---	--

第 2 号議案 取締役 2 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として、Brandon J. Williams、五島 康一の 2 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として、Jason D. Sawyer 氏が選任され、就任いたしました。

以上